

令和7年度大学院修士課程及び専門職学位課程進学予定者に係る 特に優れた業績による返還免除内定候補者の申請手続きについて

大学院修士課程及び専門職学位課程（以下「修士課程等」という。）進学時に、貸与終了時に決定する業績優秀者の返還免除を内定する制度です。

申請を希望する場合は、本紙を熟読のうえ、申請してください。

ただし、大学の推薦枠に限りがあるため、申請者全員が内定する訳ではありません。

1. 申請対象者

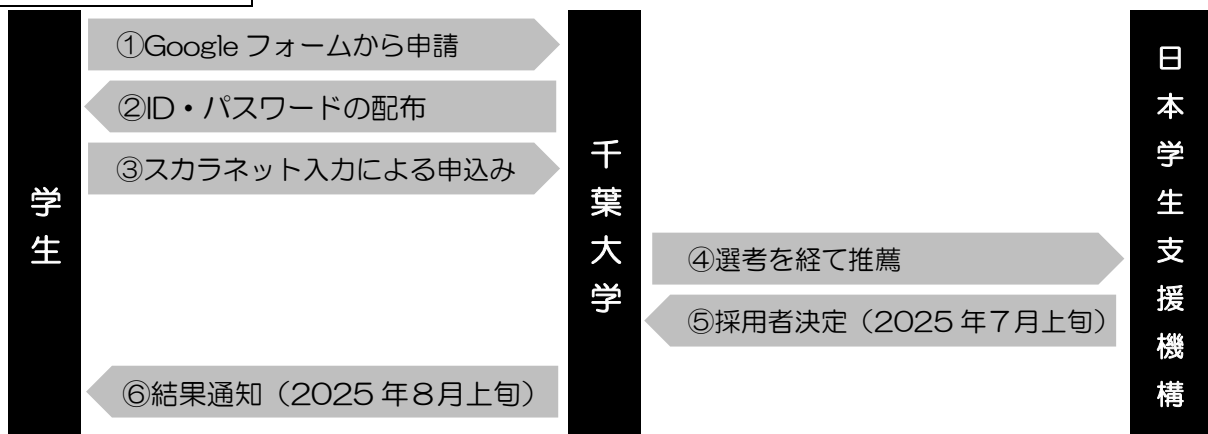
令和7年度に修士課程等への進学を希望し、第一種奨学金の貸与を受ける予定であって、以下のいずれも満たす者。（外国籍の人は「法定特別永住者」、「永住者」、「定住者」等のみが対象。）

- ①大学学部等において日本学生支援機構給付奨学金を利用していること（停止中の場合は、自己都合又は資産理由であれば可、その他の理由は不可）又は住民税非課税世帯（本人及び生計維持者の住民税所得割額が0円）であること。
- ②特定分野「科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）」又は「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」への進学を希望していること。
- ③将来、②に記載の特定分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を備えて活動することができると認められること。

2. 今年度の推薦枠

区分	推薦枠
修士・博士前期課程	若干名
専門職学位課程	若干名

3. 申請の流れ



4. 申請方法

以下のリンク先から Google フォームに回答してください。

千葉大学の学部生は千葉大学の Google アカウントから回答してください。

他大学から千葉大学の大学院に進学予定の方は後掲の問合せ先までご連絡ください。

[令和7年度大学院修士課程及び専門職学位課程進学予定者に係る特に優れた業績による返還免除内定制度申請フォーム](#)

書類の提出（アップロード）が必要な場合があります。

事前に確認し、準備してから回答を始めてください。

申請資格	提出（アップロード）書類
日本学生支援機構給付奨学生であって以下に該当する者 ・支援区分Ⅰ～Ⅳ ・停止中であるが理由が自己都合又は資産	○Google フォームへの回答のみ
日本学生支援機構給付奨学生ではないが本人及び生計維持者全員（※）の住民税所得割額が0円である者 （※） 原則父母2名となります。 生計維持者を「父母2名以外」とする場合の詳細については以下を確認してください。 生計維持者について JASSO	○Google フォームへの回答 ○自治体（市区町村等）が発行する本人及び生計維持者全員の所得証明書等（発行可能な最新の年度のもの） ・全項目証明（所得金額、課税額、控除が記載された記載省略のない証明書）を市役所等に申請して入手してください。原則として令和6年1月1日時点で住民票登録のあった市町村で発行されます。 ・所得がない場合であっても、非課税証明書等の名称で発行されますので、必ず提出してください。

申請内容に不備等があった場合は「Google フォームに回答した際の Gmail アドレス」へ照会します。メールを見落とすことがないように申請後もこまめに確認してください。なお、照会に応じない場合は、選考対象から除外します。

5. 申請期限

Google フォーム回答期限	令和7年1月16日（木）16時
スカラネット入力期限	原則ユーザID・パスワードを配付された当日 ユーザID・パスワードは令和7年1月20日（月）以降、「Google フォームに回答した際の Gmail アドレス」に順次送付します。

※期限を過ぎた回答または入力は受け付けません。

6. 結果発表について

選考の結果にかかわらず、令和7年8月上旬以降に大学院の千葉大学 Gmail アドレス（大学院の学生証番号@student.gs.chiba-u.jp）に通知します。

7. お問い合わせ先

記録を残すため、原則メールでお問い合わせください。

学務部学生支援課生活支援係 gakushi-shougaku@chiba-u.jp

8. 注意事項

- ◆本制度は、「修士課程等において貸与を受けた第一種奨学金」の全額又は半額の返還免除を内定する制度です。本制度に申請しただけでは第一種奨学金は受けられません。第一種奨学金の申込みは、内定候補者の申請とは別に行う必要があります。大学院の予約採用あるいは修士課程等進学後の春の在学採用（10月入学者の場合は秋採用）にて申し込んでください。なお、大学院入学後、6か月以内に第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）に採用されなかった場合には内定の効力を失います。
- ◆内定者として決定された場合も、返還免除が確定するわけではありません。貸与終了時には「特に優れた業績による返還免除」の申請が改めて必要です。
- ◆内定者となった場合は、年に1回中間評価があり、内定者として相応しい成績を挙げているかどうか確認します。（学業成績不振などにより、内定を取り消される場合があります。）
- ◆内定は、大学院入学後に採用された最初の第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）にのみ適用されます。例えば、業績免除内定制度をもって進学し、1年次の春に「授業料後払い」制度に採用され、2年次の進級時に後払い制度を辞退して現行第一種奨学金に採用されると、後から採用となった現行第一種奨学金には内定が適用されません。逆に現行第一種奨学金を辞退し、授業料後払い制度へ変更した場合も同様です。なお、特に優れた業績による返還免除の推薦は現行同様、貸与を終了した年度が基準となり、辞退した年に推薦が必要となります。
- ◆内定者とならなかった場合でも、貸与終了時に「特に優れた業績による返還免除」に申請することは可能です。また、今回申請資格がなかった方や、申請に間に合わなかった方も貸与終了時に「特に優れた業績による返還免除」に申請することは可能です。